

『立山町教育ローン等返済応援補助金制度』

※町に在住の方、町に移住・定住した方の教育ローン等の返済を支援します。

問合せ先 立山町教育委員会教育課 TEL 462-9981

E-mail kyouiku@town.tateyama.lg.jp

～教育ローン等返済額の最大8割(10年間最大400万円)を補助します～

内容

高校、大学や専門学校などへ進学するため、学費や学校生活費用として金融機関などから、教育ローン等の融資や奨学金を受けた生徒・学生、または保護者を対象に、年間返済額の最大8割を補助いたします。

なお、生徒・学生が対象学校を卒業し、就職後は立山町に住み続けることなどが条件です。

※就職先は立山町外でもかまいません。

対象学校

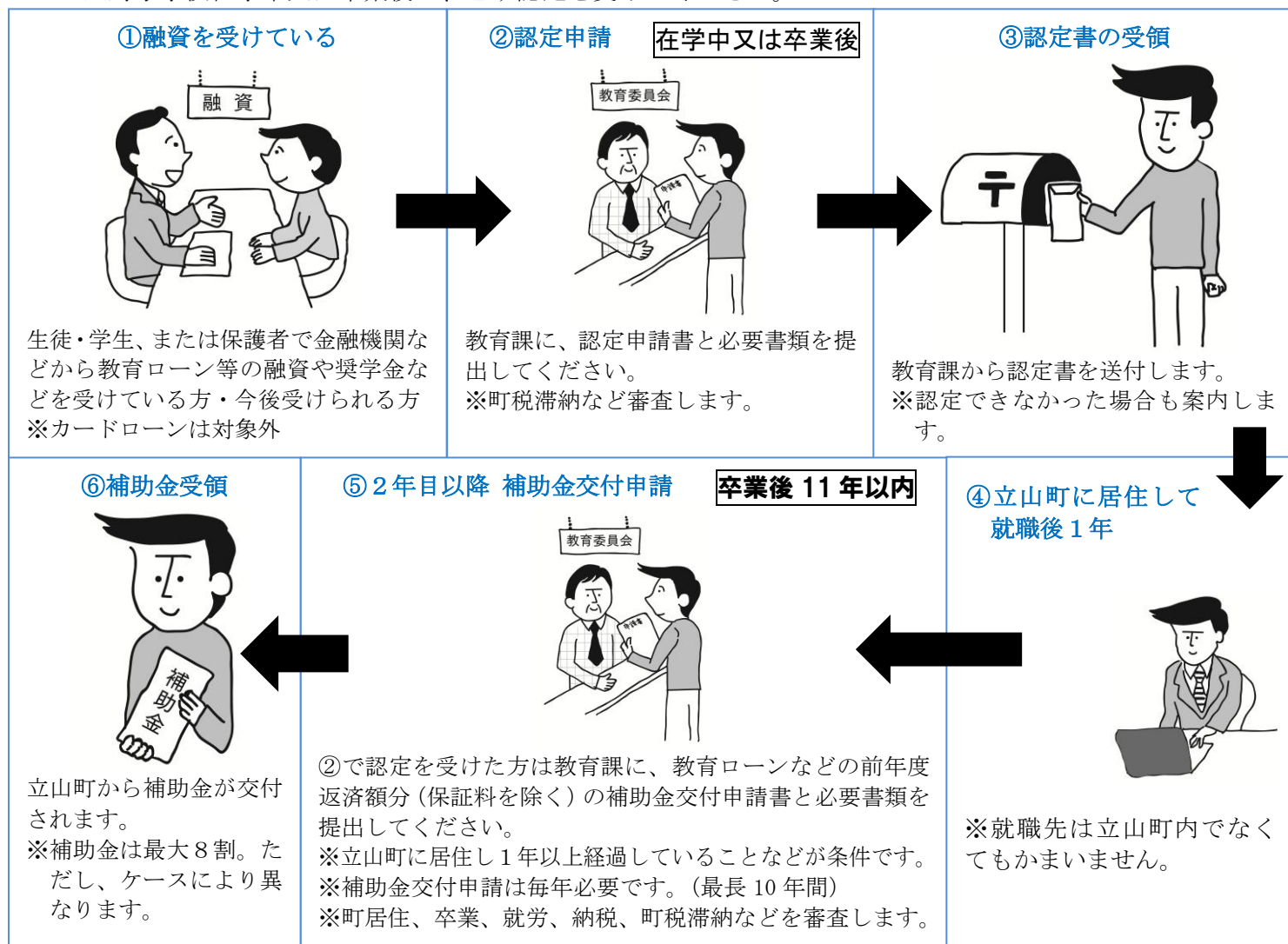
- 高校 (特別支援学校の高等部・高等専門学校の1～3年生などを含む)
- 大学 (短大、大学院を含む)
- 専門学校 (修学年限2年以上)
- 高等専門学校 (4年生以上)

(注) 在学先が県内・県外で補助額が異なります

◆補助金交付までの流れ

補助金交付は、認定を受けた方が就職後、立山町に居住し1年が経過してから始まります。

※対象学校在学中又は卒業後に、必ず認定を受けてください。



そうだ、立山町で暮らそう！

認定申請は随時受付けています。ご相談は立山町教育課 Tel076-462-9981 まで連絡ください。

認定申請

立山町教育ローン等返済応援補助を受けるための第1段階として認定手续が必要になります。教育ローン等の融資や奨学金を受けて対象学校へ入学された生徒・学生、または保護者で要件を満たす方は、対象学校在学中又は卒業後に認定申請書と必要書類の提出をお願いします。提出された書類を審査した後、認定の可否についてご案内いたします。

<認定要件>

- ①取扱機関^{※1}から教育ローン等の融資や奨学金を受けていること
- ②町税を滞納していないこと
- ③立山町奨学資金給与規則に定める奨学生でないこと

※1…町内に本店・支店のある金融機関、北陸労働金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)日本学生支援機構、富山県その他公的機関

◆立山町教育ローン等返済応援補助金の申請について

補助制度

認定者で、卒業して就職し、立山町に居住後1年以上経過した方が対象となります。補助金は卒業後1年目から11年目までの最長10年間が支払い対象期間です。補助金の交付には交付申請書と必要書類の提出をお願いします。(申請は毎年必要です。)

対象学校	対象学校卒業後の就職先	
	立山町米百俵基金にご寄付いただいた企業 ^{※2}	左記以外の企業・事業所
高校(特別支援学校の高等部・高等専門学校の1～3年生などを含む) 県内の大学(短大、大学院を含む) 県内の専門学校(修学年限2年以上) 県内の高等専門学校(4年生以上)	前年度返済額の8割 (上限額20万円/年)	前年度返済額の7割 (上限額16.8万円/年)
県外の大学(短大、大学院を含む) 県外の専門学校(修学年限2年以上) 県外の高等専門学校(4年生以上)	前年度返済額の8割 (上限額40万円/年) ^{※3}	前年度返済額の7割 (上限額33.6万円/年)

※2 立山町教育ローン等返済応援補助金の財源として「立山町米百俵基金」にご寄付いただいた企業に就職した場合、補助金額が増額となります。

※ 当補助金額は令和8年度(2026年度)末までに認定者となった者に限ります。それ以降は見直す可能性があります。

◆補助金の計算(例) …県外の大学生の場合(上記※3に就職した場合)

前年度の奨学金返済額 50万円 × 8割(年間上限額40万円) = 40万円
40万円(年間上限額) × 10年間(最長) = 400万円

※ケースにより異なります。